

## 危険行為の解除申請について

前橋市民文化会館内において、スモークマシン（水溶性を除く）、裸火使用、危険物品使用等、法令で禁止されている行為を行う場合、当会館の承諾後、前橋市消防局中央消防署への申請が必要です。

下記の手順で申請手続きをお願いします。解除承認が済んでいない危険行為や危険物品は、理由に関わらず法令違反ですので、一切の行為持込みはお断りします。

### 申請の流れ

- 喫煙等禁止行為解除承認申請を消防署に申請する前に、別紙「承諾書」1部、「喫煙等禁止行為解除承認申請書」2部に必要事項を記入した書類に付属資料を添付し、当会館に申請をする。
- 付属資料とは ①危険行為に使用する物、機材の仕様書、使用する液の種類、物の写真等 ②危険行為を行う場所・消火器などの設置場所、人員配置場所の詳細図面 ③公演当日のタイムスケジュール、危険行為が行われる時間を明記した進行表
- 承諾書等を申請したのち、後日、会館から連絡が届きましたら、承諾書・申請書を取りに来ていただき、前橋市消防局中央消防署に主催者が「承諾書」と「喫煙等禁止行為解除承認申請書」に付属資料を添付したものを2部を持参し、承認を受ける。
- ただし、遠方などの方は、住所氏名等送付先記載の封筒に切手を貼って持参していただければ、消防署より承諾書・申請書を送付してもらえます。
- ※申請時、当日の内容や危険物の種類・量・効果・安全対策等の確認があります。
- 消防署の承認とともに「解除承認通知書」と「申請書副本」が返却されますので、危険物等が持込まれる当日に、当会館に「解除承認通知書」と返却された「申請書副本」を提出してください。

**【注意】会館及び消防署の承認に数日かかる場合がありますので早めの申請をお願いします。**